

衆議院議員総選挙

及び最高裁判所裁判官国民審査のお知らせ

1 投票日は10月27日(日)の予定です。10月15日(火)公示

- 投票所は、午前7時に開き、一部を除き午後6時に閉じます。
- 投票所入場券は、10月8日頃に発送する予定です。入場券に記載されている投票所と時刻をご確認ください。投票の際は、入場券をご持参ください。

| 投票区 | 投票所施設 | 閉鎖時刻 |
|-------|------------------------------|------|
| 吉田第1 | 丹比西コミュニティ集会所 | 午後6時 |
| 吉田第2 | 吉田生活改善センター | 午後6時 |
| 吉田第3 | 印内集会所 | 午後5時 |
| 吉田第4 | 安芸高田市民文化センター(クリスタルアージュ2階) | 午後6時 |
| 吉田第5 | 可愛振興センター | 午後6時 |
| 吉田第6 | 吉田中学校屋内運動場 | 午後6時 |
| 吉田第7 | 竹原中央会館 | 午後6時 |
| 吉田第8 | 郷野地区コミュニティ集会所 | 午後6時 |
| 八千代第1 | 日韓友好親善刈田地域まちづくりセンター | 午後6時 |
| 八千代第2 | 安芸高田市八千代支所 | 午後6時 |
| 八千代第3 | 八千代基幹集落センター | 午後6時 |
| 八千代第4 | 上根集会所 | 午後6時 |
| 美土里第1 | 横田地域活動拠点施設(美土里高齢者コミュニティセンター) | 午後6時 |
| 美土里第2 | 安芸高田市美土里支所 | 午後6時 |
| 美土里第3 | 北地域活動拠点施設(北振興会館) | 午後6時 |
| 美土里第4 | 生田集会所 | 午後6時 |
| 美土里第5 | 智教寺老人集会所 | 午後4時 |
| 高宮第1 | エコミュージアム川根 | 午後6時 |
| 高宮第2 | 下佐コミュニティセンター | 午後6時 |
| 高宮第3 | 船木ゆめ広場 | 午後6時 |
| 高宮第4 | 安芸高田市高宮支所 | 午後6時 |
| 高宮第5 | 来原コミュニティセンター(プラタナス) | 午後6時 |

| 投票区 | 投票所施設 | 閉鎖時刻 |
|------|--------------------|------|
| 甲田第1 | 小原中央集会所 | 午後6時 |
| 甲田第2 | 安芸高田市甲田支所 | 午後6時 |
| 甲田第3 | 甲田第五分団消防格納庫 | 午後6時 |
| 甲田第4 | 浅塚集会所 | 午後6時 |
| 甲田第5 | 甲立地域交流センター（甲田小学校隣） | 午後6時 |
| 甲田第6 | 深瀬コミュニティ会館 | 午後6時 |
| 向原第1 | 安芸高田市向原支所 | 午後6時 |
| 向原第2 | 向原戸島地区生活改善センター | 午後6時 |
| 向原第3 | ふれあいプラザ長田 | 午後6時 |
| 向原第4 | ふれあいプラザ坂 | 午後6時 |
| 向原第5 | 有留地区多目的集会所 | 午後6時 |

2 期日前投票制度

投票日当日に仕事や用務がある場合、選挙期日の前に投票を行うことができます。

投票手順：①受付→②宣誓書へ記入→③投票

(1) 期日前投票を行うことができる者

選挙期日（2024年10月27日）に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事由に該当すると見込まれる方で、期日前投票日において18歳に達した有権者。

（選挙期日までには18歳に達するが、都合により18歳に達する前に投票をしなければならない場合は、「不在者投票」をしてください。）

(2) 対象となる投票

名簿登録地の市区町村で行う投票（病院などの不在者投票指定施設で行う投票は、不在者投票です。）

(3) 期日前投票の場所等

いずれの期日前投票所でも投票ができます。

| 期日前投票所 | 期間・時間 |
|-------------------------------|------------------------------------|
| 安芸高田市民文化センター （クリスタルアージュ1階） | 10月16日(水)～26日(土) 午前8時30分～午後8時まで |
| 安芸高田市八千代支所 | 10月21日(月)～26日(土) 午前8時30分～午後8時まで |
| 安芸高田市美土里支所 | |
| 安芸高田市高宮支所 | |
| 安芸高田市甲田支所 | |
| 安芸高田市向原支所 | |

※期間中の土曜日・日曜日も投票できます。

※お太助ワゴンは、土日を除く月曜～金曜の運行ですので、お太助ワゴンを利用して期日前投票をされる方はご注意ください。

3 不在者投票制度

不在者投票とは、投票日前でも事前に投票することができる制度で、主なものは次の(1)～(4)です。

(1) **選挙当日までには18歳に達するが、都合により18歳に達する前に投票をする場合は、安芸高田市選挙管理委員会での不在者投票ができます。**
※詳細については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

(2) **都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム、身体障害者支援施設など法令で定められた施設に入院、入所中の有権者は、指定施設での不在者投票ができます。**
※詳細については、入院・入所中の施設又は選挙管理委員会へお問い合わせください。

(3) **身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証をお持ちの有権者の内、障害等の程度が公職選挙法の規定に該当する人は、郵便等による不在者投票ができます。(ただし、「郵便等投票証明書」の交付を受けている人に限ります。)**
※詳細については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

(4) **出張などで、安芸高田市以外の市区町村に滞在している有権者は、その滞在先の選挙管理委員会で他市区町村での不在者投票ができます。**
※詳細については、選挙管理委員会へお問い合わせください。

4 選挙の種類と投票方法

今回の選挙は投票用紙が3種類あります。お間違えのないように、ご注意ください。

1. 小選挙区選出議員選挙

投票用紙には、小選挙区選出議員選挙の立候補者氏名を記入して投票してください。

2. 比例代表選出議員選挙

投票用紙には、比例代表選出議員選挙に届け出ている政党名又は政治団体名を記入して投票してください。

3. 最高裁判所裁判官国民審査

投票用紙に印刷されている裁判官の内、やめさせた方が良くと思う裁判官の氏名の上の欄に「×」を記入して投票してください。

やめさせなくても良くと思う裁判官には、何も記入しないでください。「×」以外の記号を書いた場合は無効となります。

5 選挙公報の配布

選挙公報は新聞折込で10月23日頃に配布します。
市役所本庁及び各支所にも配置します。

※「選挙公報」とは、候補者の氏名や政党等の名称、政見等を掲載した文書で、その選挙の管理執行機関が発行します。

新聞を購読されていない方や新聞折込が入らない地域の方へは郵送しますので、送付先を事前に選挙管理委員会事務局または最寄りの支所へご連絡ください。

6 開票

場所：安芸高田市民文化センター 2階文化ホール

日時：10月27日(日) 午後8時から

選挙についてのお問い合わせは、安芸高田市選挙管理委員会事務局へ

電話：0826-42-1136（直通） 0826-42-2111（代表）

お太助フォン：42-1136

寄附禁止のルールを守って明るい選挙
贈らない！ 求めない！ 受け取らない！

